

学校園における地震（津波）対応指針（H30.4.1から適用）

震度5弱以上	<p>①登校前（午前7時まで）⇒臨時休業 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。</p> <p>②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。 ※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡する。</p> <p>③休日に発災した翌日⇒原則、臨時休業 授業を行う場合は、保護者へ連絡する。</p>	津波警報（大津波警報）	<p>◆南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）</p> <p>①登校前（午前7時まで）⇒授業中止 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。</p> <p>②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。</p> <p>◆南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）</p> <p>①登校前（午前7時まで）⇒授業中止 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。</p> <p>②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。</p> <p>◆上記学校園以外 ⇒ 原則、平常時対応 避難者の状況等により、臨時休業、授業の中止、授業の繰上げ・繰下げ等の措置を行う。 ※臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。</p>
震度4以下	<p>④⇒原則、平常時対応 余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校園長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う。 ※臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。</p>		